

作成日 2006年08月30日
改訂日 2019年09月30日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 1,2-Dichloroethane, (Sp)
製品コード (整理番号) SP08
会社名 株式会社 同仁化学研究所
住所 熊本県上益城郡益城町田原2025-5
担当部門 品質保証部
電話番号 : 096-286-1515
Fax番号 : 096-286-1525
E-mail : info@dojindo.co.jp

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】 該当

物理化学的危険性

引火性液体 区分2

健康有害性

急性毒性 (経口) : 区分4
急性毒性 (経皮) : 区分5
急性毒性 (吸入) : 区分3
皮膚腐食性/刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2B
呼吸器感作性 : 分類できない
皮膚感作性 : 分類できない
生殖細胞変異原性 : 区分2
発がん性 : 区分2
生殖毒性 : 分類できない
標的臓器/全身毒性 (単回暴露) : 区分1区分1(臓器)
標的臓器/全身毒性 (単回暴露) : 区分3 (呼吸器)
標的臓器/全身毒性 (反復暴露) : 区分1(臓器)
標的臓器/全身毒性 (反復暴露) : 区分2(臓器)
吸引性呼吸器有害性 : 区分1

環境有害性

水生環境急性有害性 : 区分3
水生環境慢性有害性 : 分類できない

【GHSラベル要素】

シンボル : 炎, どくろ, 健康有害性

注意喚起用語 : 危険

危険有害性情報 :

引火性の高い液体および蒸気, 飲み込むと有害, 皮膚に接触すると有害のおそれ, 皮膚刺激, 眼刺激, 遺伝性疾患のおそれの疑い, 発がんのおそれの疑い, 臓器の障害, 呼吸刺激性を起こすおそれまたは昏睡およびめまいを起こすおそれ, 長期または反復暴露による臓器の障害, 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ, 水生生物に有害

注意書き :

- 【予防策】
- ・使用前に取扱説明書等を入手すること。
 - ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 - ・熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
 - ・容器を密閉しておくこと。
 - ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 - ・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。
 - ・火災を発生しない工具を使用すること。
 - ・ヒューム／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 - ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 - ・環境への放出を避けること。
 - ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 - ・取扱い後はよく手を洗うこと。
 - ・保護手袋および保護眼鏡／保護面を着用すること。
- 【対応】
- ・吸入した場合：新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。
 - ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。吐かせないこと。
 - ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当を受けること。
 - ・皮膚(または髪)にかかった場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
 - ・皮膚についた場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
 - ・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当を受けること。
 - ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
 - ・暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。
 - ・気分が悪い時は、医師の診断／手当を受けること。
- 【保管】
- ・容器を密閉して換気の良いところで保管すること。
 - ・施錠して保管すること。
- 【廃棄】
- ・内容物／容器は国／都道府県／市町村の関係法令、規則に従って適正に廃棄すること。
- 【GHSで扱われない他の危険有害性情報】

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別：	単一製品
化学名：	1,2-ジクロロエタン
別名：	1,2-Dichloroethane
成分及び含有量：	99.0%以上
化学特性（化学式）：	C ₂ H ₄ Cl ₂
CAS No：	107-06-2
官報公示整理番号（化審法・安衛法）：	(2)-54（化審法）、2-(13)-23（安衛法）
危険有害成分：	1, 2-ジクロロエタン

4. 応急措置

- 吸入した場合：
- ・新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。
 - ・肺水腫の恐れがあるときは、経過を監視する必要がある。
- 皮膚に付着した場合：
- ・皮膚(または髪)にかかった場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
 - ・皮膚についた場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
 - ・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断／手当を受けること。
 - ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- 目に入った場合：
- ・水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当を受けること。
- 飲み込んだ場合：

- ・直ちに医師に連絡すること。吐かせないこと。
- 応急措置をする者の保護：
- ・救助者が有害物質に触れないよう手袋やゴーグルなどの保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤： 水溶性液体用泡、粉末、二酸化炭素、水噴霧
使ってはならない消火剤： 棒状水
火災時の特定有害危険性： 中枢神経系や肺に影響があるので蒸気を吸入しないようにする。
特定の消火方法：

- ・消火作業は可能な限り風上から行なう。
- ・移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
- ・火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- ・火元の燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。
- ・消火による放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないように適切な処置をする。
- ・初期消火には水、粉末消火剤を用いる。
- ・大規模火災の場合は、噴霧、泡で一挙に消火する。
- ・容器周辺が火災の時は、容器を安全な場所に移動する。
- ・容器が移動できないときは、容器に水を注水して冷却する。
- ・棒状水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。

消火を行う者の保護（保護具等）： ・消火作業は、風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：

- ・作業の際は必ず保護具を着用して、製品が身体に付着しないようにする。
- ・風上から作業し、風下の人を待避させる。
- ・付近の着火源になるものを速やかに取り除く。
- ・漏出した場所の周囲にロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。

環境に対する注意事項：

- ・流出した製品が河川等に排出され、環境に影響を起こさないように注意する。
- ・大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境に流出しないように注意する

除去方法（回収、中和、廃棄など）：

- ・少量の場合は、おがくず、土、砂、ウエス等で吸着させて取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよくふき取る。

二次災害の防止策：

- ・付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策：

- ・作業者は暴露防止のため取扱いは換気の良い場所で行う。
- ・作業場近くに緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
- ・発散した製品を吸い込まないように、風上から作業する。
- ・取扱い場所に関係者以外の立入りを禁止する。

注意事項：

- ・取り扱う場合、局所排気内で行う。
- ・引火性があるので、蒸気を気散させないようにする。

安全取扱い注意事項：

- ・容器は転倒させる、衝撃を加える、又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。

保管

適切な保管条件：

- ・容器を密閉して換気の良いところで保管すること。
- ・施錠して保管すること。

- ・耐火設備に貯蔵すること。
- 安全な容器包装材料：
- ・堅牢で不活性な材質の容器を用いる。
 - ・耐火性の容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策： 取扱については局所排気内、または全体換気の設備のある場所で行う。

管理濃度： 10ppm

許容濃度

日本産業衛生学会（2013年度版）： 10 ppm；40 mg/m³

ACGIH（2013年度版）： 10 ppm(TWA)

保護具

呼吸器用の保護具： 防毒マスク（有機ガス用）、送気マスク

手の保護具： 保護手袋

目の保護具： 保護眼鏡、ゴーグル等

皮膚及び身体の保護具： 保護服（長袖作業衣）

9. 物理的及び化学的性質

外観（色／形状）： 無色液体

臭い： クロロホルム臭

pH： データなし

融点： -35.7℃

沸点： 83.5℃

引火点： 13℃

爆発範囲： 6.2～16vol%

蒸気圧： 8.7kPa

蒸気密度： 3.42（空気=1）

比重： 1.25

溶解性： 水には難溶(0.87g/100ml)、アルコール、エーテル等、有機溶媒に溶ける。

オクタノール/水分配係数： 1.48

自然発火温度： 440℃

分解温度： データなし

その他のデータ： 分子量=98.96

10. 安定性及び反応性

安定性： 通常の手扱い条件下では安定である。

反応性： ・酸化剤との接触、着火源により引火する。

- ・加熱、燃焼、高温面との接触により、あるいは静電気の影響下で分解して、非常に有毒なフューム（塩化水素ICSC番号0163、ホスゲンICSC番号0007）を生成し、火災や爆発の危険をもたらす。アルミニウム、アンモニア、アルカリアミド、アルカリ土類金属（空気及び光との組み合わせで）および酸化剤と激しく反応する。水の存在下で多くの金属を侵す。多くのプラスチックを侵す。

避けるべき条件： 高温

避けるべき材料： 強酸化剤、強塩基

危険有害な分解生成物（一酸化炭素、二酸化炭素、水以外）： 塩化水素、ホスゲン

11. 有害性情報

急性毒性（経口）：	ラット LD ₅₀ 670mg/kg
	ラット LD ₅₀ 680-850mg/kg
	マウス LD ₅₀ 413-489mg/kg
	イヌ LD ₅₀ 2,500mg/kg
急性毒性（経皮）：	ウサギ LD ₅₀ 4,890 mg/kg
	ラット LC ₅₀ 1,260-1,646ppm(6h)
急性毒性（吸入）：	マウス LC ₅₀ 262ppm(6h)

皮膚腐食性／刺激性： ウサギでは中等度の皮膚刺激性を示す。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：	ウサギでは軽度の眼刺激性を示す。
呼吸器感作性：	データなし
皮膚感作性：	データなし
生殖細胞変異原性：	In vivo 試験では、マウスを用いるスポットテストで弱い陽性を示し、ショウジョウバエで伴性劣性致死突然変異が誘発されるとの報告がある。
発がん性：	<ul style="list-style-type: none"> ・日本産業衛生学雑誌(2013年)：第2群B(おそらく発ガン性があると考えられ、証拠が比較的十分でない物質) ・マウスやラットにおいて発がん性を有す。実験動物に対する発がん性試験報告あり。 ・EPA(1996年)：グループ B2(ヒトでは証拠が不十分もしくは証拠がないが、動物で発ガン性の十分な証拠があり、ヒトに対しておそらく発ガン性を示す物質) ・EU：1B(ヒトに対しておそらく発がん性がある物質)。 ・IARC：グループ 2B(ヒトに対して発ガン性を示す可能性がある物質) マウスを使った2年間の試験で発がん性が認められた。 ・NTP：R：ヒト発がん性があると合理的に予測される物質。
生殖毒性：	マウスでは、5、15 及び50 mg/kg を2 世代に渡って混餌投与した実験で異常は認められていない。
標的臓器／全身毒性(単回暴露)：	ヒトについては、うずくまり、混迷、ふらつき、多動、振戦、傾眠傾向、意識混濁、昏睡、出血傾向、チアノーゼ、肝臓壊死、尿細管壊死、副腎壊死、循環器障害等の記載がある。
標的臓器／全身毒性(反復暴露)：	職業上1, 2-ジクロロエタンの6.25-20 ppmに暴露されていた労働者で中枢神経系、肝臓、消化管症状の訴えの報告がある。また、肝臓及び胆管の疾患、神経症状、自律神経失調、神経筋の障害、甲状腺機能亢進症が、1, 2-ジクロロエタンの0.125-3.75 ppm に暴露されていた労働者で報告されている。
吸引性呼吸器有害性：	蒸気を吸入すると肺水腫を起こすことがある。肺水腫の症状は2～3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

1 2. 環境影響情報

生態毒性：	<p>— 魚類 —</p> <p><i>Pimephales promelas</i> LC₅₀ 116mg/l(96h)</p> <p><i>Lepomis macrochirus</i> LC₅₀ 430mg/l(96h)</p> <p><i>Oncorhynchus mykiss</i> LC₅₀ 225mg/l(96h)</p> <p>— 藻類 —</p> <p><i>Microcystis aeruginosa</i> EC₅₀ 105mg/l(毒性のあらわれる閾値)</p> <p><i>Scenedesmus</i> sp. EC₅₀ 710mg/l(毒性のあらわれる閾値)</p> <p>— 甲殻類 —</p> <p><i>Daphnia magna</i> EC₅₀ 160mg/l(48h)</p> <p>遊泳阻害</p>
残留性／分解性：	<p>好氣的分解性(難分解)</p> <p>嫌氣的分解性(嫌氣性菌等で嫌氣分解を受けないとの報告がある一方、嫌氣的条件下でエタンに分解されるとの報告もある)</p>
生物蓄積性：	低濃縮
土壤中の移動性：	データなし
他の有害影響：	水質環境基準項目。河川流水からの消失の半減期は1.4 時間との報告がある。

1 3. 廃棄上の注意

化学物質等(残余廃棄物)：

- ・焼却する場合、十分な可燃性溶剤、重油等の燃料とともにアフターバーナー、スクラバー等を具備した焼却炉でできるだけ高温で少量ずつ焼却し、排ガスは中和処理する。
- ・凝集沈殿、活性汚泥などの十分な廃水処理設備がある場合、水溶液は廃水処理により清浄にしてから排出する。
- ・処理施設がない等の理由で処理できない場合は、都道府県の許可を得た廃棄物処理業者に委託処理する。

汚染容器・包装：

十分に洗浄して廃棄する。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

国連分類：クラス3 (引火性液体) 副6.1

国連番号：UN1184

指針番号：131

容器等級：II

国内規制： 消防法危険物

輸送の特定の安全対策及び条件：

- ・輸送前に容器の破損、腐蝕、漏れのないことを確かめる。転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。
- ・該当法規に従い、包装、表示、輸送を行う。

1 5. 適用法令

化学物質管理促進法： 第2条第1種指定化学物質 政令番号(157)

労働安全衛生法： 特定化学物質等障害予防規則 第二類物質特別有機溶剤等、特別管理物質
有機溶剤中毒予防規則の準用 (特化則第36条の5、38条の8、41条の2)

施行令 別表第1危険物 引火性のもの

施行令別表第6の2 有機溶剤 (第1種有機溶剤)

施行令第18条 名称を表示すべき危険物及び有害物

施行令第18条の2 名称等を通知すべき危険物及び有害物
第28条 (健康障害防止指針) 公表物質

毒物及び劇物取締法： 非該当

消防法： 第2条危険物第4類第1石油類非水溶性液体 (2001)

化審法： 第2条優先評価化学物質

船舶安全法： 危規則第2条危険物等級3引火性液体類

航空法： 施行規則 第194条危険物引火性液体

水質汚濁防止法： 施行令 第2条有害物質

海洋汚染防止法： 施行令別表第1有害である物質、施行令別表第1の4危険物

港則法： 施行規則 第12条危険物 (引火性液体類)

1 6. その他の情報 (引用文献等)

- 1) 国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版データベース (国立医薬品食品衛生研究所)
- 2) 化学物質の危機・有害便覧 平成11年度版 (中央労働災害防止協会)
- 3) 緊急時応急措置指針 (2006年度版) (日本化学工業協会)
- 4) 16514の化学商品 (2014年版) (化学工業日報)
- 5) 日本産業衛生学会誌55巻 (2013年度版)
- 6) 2013 TLVs and BEIs (ACGIH)
- 7) 化学物質情報管理センターデータベース 化学物質総合情報提供システム (CHRIP) nite (独) 製品評価技術基盤機構
- 8) 神奈川県化学物質安全情報提供システム (kis-net)
- 9) Chemical toxicity Data (SIRI MSDS Index)

- ・全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。
- ・また新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。
- ・重要な決定等にご利用される場合は、出典等をよく考慮されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。

-
- ・なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。
 - ・また、注意事項は、通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願いします。